

地域福祉活動団体助成

市内の地域福祉活動の充実を目的に
支えあいやボランティア活動を応援します！

誰もが安心して暮らせる地域にするためには、地域の支えあいやボランティア活動など、小地域での福祉活動は欠かせません。

真庭市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的に、市内で高齢者や障がい者、子育て支援などの福祉活動を行い、「地域福祉活動団体助成」を希望する団体を募集します。

スケジュール



お問い合わせ・申請先

真庭市社会福祉協議会

本所（久世）

〒719-3201 真庭市久世 2928
電話：0867-42-1005 FAX：0867-42-2263

北房支所

〒716-1433 真庭市下皆部 248
電話：0866-52-2900 FAX：0866-52-4255

落合支所

〒719-3143 真庭市下市瀬 558-1
電話：0867-52-1519 FAX：0867-52-0661

勝山支所

〒717-0013 真庭市勝山 68-2
電話：0867-44-5091 FAX：0867-44-2377

美甘支所

〒717-0105 真庭市美甘 4134
電話：0867-56-7008 FAX：0867-56-2033

湯原支所

〒717-0403 真庭市下湯原 47
電話：0867-62-7111 FAX：0867-62-3181

中和支所

〒717-0513 真庭市蒜山下和 1801
電話：0867-67-2757 FAX：0867-67-7229

八束支所

〒717-0503 真庭市蒜山富山根 154-1
電話：0867-66-7151 FAX：0867-66-7152

川上支所

〒717-0602 真庭市蒜山上福田 425
電話：0867-66-3920 FAX：0867-66-3080



社会の「きょうちゃん」

令和7年度 地域福祉活動団体助成 【募集要項】

助成対象団体

次の要件を全て満たす団体及び NPO 法人

- 真庭市内で福祉活動を行う団体
- 規約を有する団体
- 予算、決算、事業計画及び事業報告が明確であること
- 政治・宗教活動、営利を目的としない団体
- 原則、市から補助金や委託事業を受けていないこと



対象となる事業・経費

市内で行う次にあげる事業を行うために必要な経費かつ本会の他の助成事業の対象でないもの

- 高齢者・障がい者の自立、社会参加を支援する事業
- 子育て中の親などを支援する事業
- 要援護者を援助する事業

※助成事業の遂行状況等について調査を行うことがあります。

対象外の事業・経費

- 飲食、交際費及び人件費など助成事業の遂行上直接必要としない経費
- 経理上余裕があると認められる団体が行う事業



助成事業 実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの1年間

助成金額

1団体1申請、25万円を上限とする

募集期間・申請方法

- ①応募期間：令和6年12月2日（月）から令和7年1月10日（金）まで（当日消印有効）
 - ②申請方法：地域福祉活動団体助成金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて申請する
 - 事業計画書（様式第1号の2）、事業予算書（様式第1号の3）、活動計画書（様式第1号の4）、助成内容内訳書
 - 参考として提出する書類（令和6年度決算書及び事業報告書、会則、運営規程、会員名簿、その他事業内容がわかる資料）
- ※申請書類は真庭市社協のホームページからダウンロードすることもできます。

審査方法

- 申請書類による審査に加え、ヒアリング審査を行う
- ※必要に応じて申請内容についてお尋ねする場合があります。



この助成は、善意銀行を財源にしています。